

生活保護制度の見直しの状況

※「生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ」から主な項目を抜粋

実現したもの

- ◇期間を設定した集中的かつ強力な就労自立支援(自立活動確認書の活用)
- ◇「福祉から就労」支援事業の充実(生活保護受給者等就労自立促進事業の創設)
- ◇トランポリン機能を強化する取組の実施(国庫補助事業)
- ◇就労活動への参加のインセンティブ(就労活動促進費)
- ◇電子レセプトの効果的活用による医療扶助適正化
- ◇審査支払機関による重点審査、健康保険との比較データの提供
- ◇金融機関への資産調査の本店一括照会
- ◇ケースワーカーの人件費に係る地方財政措置(交付税算定基礎数値の見直し)

など

実現していないもの

【生活保護法の一部を改正する法律案関係】

- ◆ハローワークからの稼働能力判定に必要な情報の提供
- ◆保護脱却に向けたインセンティブ強化(就労自立給付金)
- ◆医療扶助の適正化(国による医療機関への指導)
- ◆指定医療機関・指定介護機関の指定手続の見直し
- ◆実施機関の調査権限の拡大(調査項目の追加、官公署の回答義務)
- ◆不正受給の返還金と保護費との調整、不正受給に係る罰則の引上げ
- ◆第三者求償権の創設
- ◆不適切な保護費の消費に対する指導のあり方

【生活困窮者自立支援法案関係】

- ◆地域における計画的な自立支援の取組
- ◆低所得者等へ伴走型支援を行うための地域拠点の整備
- ◆パーソナルサポートサービスの活用等による漏給防止の徹底

【十分な検討が行われていないもの】

- ◆貧困ビジネスの規制(当時、議員立法を検討)
- ◆医療費の一部自己負担の検討
- ◆生活保護費の全額国庫負担
- ◆第2のセーフティネット(求職者支援制度)の給付水準
- ◆年金制度と整合する生活保障制度

更なる検討・
見直しが必要

○「生活保護法の一部を改正する法律案」と「生活困窮者自立支援法案」の早期成立が必要。

(地方自治体に新たな財政負担が生じるため、国の責任においての十分な財政措置が課題)

○制度の具体化に当たっては、現場をよく知る地方自治体の意見の反映が必要。